

議案第16号

山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定
について

山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を、別紙の
とおり定める。

平成29年3月9日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正に伴い、農業
委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるとともに関
係条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、山都町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、28人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(山都町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

2 山都町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成17年山都町条例第111号）は、廃止する。

(山都町職員定数条例の一部改正)

3 山都町職員定数条例（平成17年山都町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年山都町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

農業委員	会長	年額	198,000円	
	委員	年額	173,000円	

」を「

農業委員	会長	年額	基本額 198,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	委員	年額	基本額 173,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	
	農地利用最適化推進委員	年額	基本額 100,000円	
			能率額(予算の範囲内で町長が定める額)	

」に改める。

山都町職員定数条例(平成17年山都町条例第28号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第20条第2項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第26条第2項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
別表第1(第2条関係) 【別記1-1 参照】	別表第1(第2条関係)

【別記1-1】

現行

区分		報酬		備考
選挙管理委員	委員長	日額	6,800円	
	委員	日額	6,500円	
教育委員	委員	年額	173,000円	
監査委員	識見を有する者のうちから 選任された委員	日額	7,000円	
	議員の中から選任された委 員	日額	6,900円	
農業委員	会長	年額	198,000円	
	委員	年額	173,000円	
投票所の投票管理者		1回につき	8,100円	

【別記1-1】

改正後（案）

区分		報酬		備考
選挙管理委員	委員長	日額	6,800円	
	委員	日額	6,500円	
教育委員	委員	年額	173,000円	
監査委員	識見を有する者のうちから 選任された委員	日額	7,000円	
	議員の中から選任された委員	日額	6,900円	
農業委員	会長	年額	基本額 198,000円	
			能率額（予算の範囲内で 町長が定める額）	
	委員	年額	基本額 173,000円	
			能率額（予算の範囲内で 町長が定める額）	
	農地利用最適化推進委員	年額	基本額 100,000円	
			能率額（予算の範囲内で 町長が定める額）	
投票所の投票管理者		1回につき	8,100円	